

2025 年

5 月号 NO.445

2025/5/1 発行

とらい & GROW

信州 桃の花

(撮影 渡邊 朋子)

## 人間関係「好みの人」と「好まざる人」

人は、あまたの人との関わりの中で生きている。  
いつでも会って話をしたい人、あの人とだけは  
会いたくないと思う人、いろいろある。

これは生きている限り仕方のないことである。  
顔も見たくないと思う人もいる。ムシズが走るとい  
う人もいる。

でもこんな人間社会を生きていかなければなら  
ないのが世間である。

新入社員は 1 か月がたった。思っていたことと  
異なることもたくさんあろう。「空気を読む」に疲れ  
た人もたくさんいよう。

そんな時、ありのままの不機嫌を出しても良いで  
はないか。逆に楽しい嬉しい時は、ちょっとオーバ  
ーでも喜怒哀楽を表現して良いではないか。

その方が分かりやすいし、親しみがわく。

能面のような、何を考えているか分からない人  
よりよっぽど周囲を和ます。

会話にしても、好まれる人は多弁ではない。むし  
ろ口数は少なく、人の話をよく聞く人である。そし  
て、相手が嫌がる話はしないことがわかる。

加えて、表情も総じて豊かである。うなずき方も  
実に上手である。いわゆる「的を得ている」のであ  
る。

こちらが嫌だと思っている人は、たいてい相手も  
そう思っている(人間関係鏡の原理)。

このように、人間関係は複雑怪奇である。だが、  
思っても見ないことが起きる。

それは、あれほど会うのも嫌だと思ってた人が突  
然、会いたい人になることがある。それは、ひそ  
かに相手の良き点を見つけての事である。

あんな優しい面を持っていたんだ、本当は良い人  
なんだと思う瞬間である。ガラッと見方が変わるの  
である(長所発見)。そんな時、味方が一人増え勇気  
が湧く。

仕事は人間関係で決する面が多々ある。仕事の  
みならず私たちの生き方そのものである。

自然流を身につけ、真剣に生きていこう。

(宇久田 進治)

# 相続により事業を承継した場合の消費税の納税義務について



**事例** 父は、農業と CAFE を経営する個人事業主でした。  
消費税は毎年納税していて、インボイスも登録済み。  
今年（2025 年）GW 直前の 4 月末日に死亡しました。  
相続人は、母（無職）と長男である私（サラリーマン）です。  
事業は継続していますが、承継する者は決まっていません。



このようなケースでは、相続人の消費税の納税義務の判定に注意が必要です。

**Q1: 2025 年の消費税納税義務の有無の判定対象である 2 年前の 2023 年の売上は、農業 900 万円、CAFE 1,200 万円でした。**

**5 月以降の母と私の消費税の納税義務はある？**

**A1: 母、あなた、共に消費税の納税義務があります。**

父が亡くなった日以降は、まだ事業の承継者が決まっていないので、2,100 万円を法定相続分※を乗じた金額で、それぞれの相続人の納税義務を判定します。

$2,100 \text{ 万円} \times 1/2 \text{ ※} = 1,050 \text{ 万円} > 1,000 \text{ 万円} \Rightarrow$  共に納税義務あり

相続開始後、12 月末日までの農業と CAFE の消費税の申告

→法定相続分で、翌年 3 月 31 日までに申告・納税

因みに、2023 年は、2,100 万円の売上があったので、被相続人の父は納税義務があります。

父が亡くなるまでの農業と CAFE の消費税の申告

→4 か月以内。この事例の場合は 8 月末日までに申告・納税します。



**Q2: 2026 年始めに遺産分割ができて、母は農業を、私は CAFE を承継することに。来年(2026 年)の納税義務は？**

**A2: 母の納税義務はありませんが、あなたは納税義務があります。**

2024 年の父の課税売上高を基に判定します。(農業 800 万円と CAFE 1,100 万円)

母→2024 年の父の農業売上 800 万円  $\leq$  1,000 万円

⇒ 納税義務なし

あなた→2024 年の父の CAFE 売上 1,100 万円  $>$  1,000 万円

⇒ 納税義務あり

**Q3: 父の取得していたインボイス番号を、私が使えますか？**

**A3: 使えません。**

但し、お父さんのインボイスは亡くなってから 4 か月は効力があり、その期間は使うことができます。  
インボイス登録を受けたい場合は、その間にご自分の登録番号の申請してください。

4 か月間は「みなし登録期間」とされ、登録申請の時期によって延長も可能です。

① インボイス発行事業者の死亡届け出書の提出日の翌日

② 相続開始の日の翌日から 4 月を経過する日

① と②のいずれか早い日に登録の失効となります。

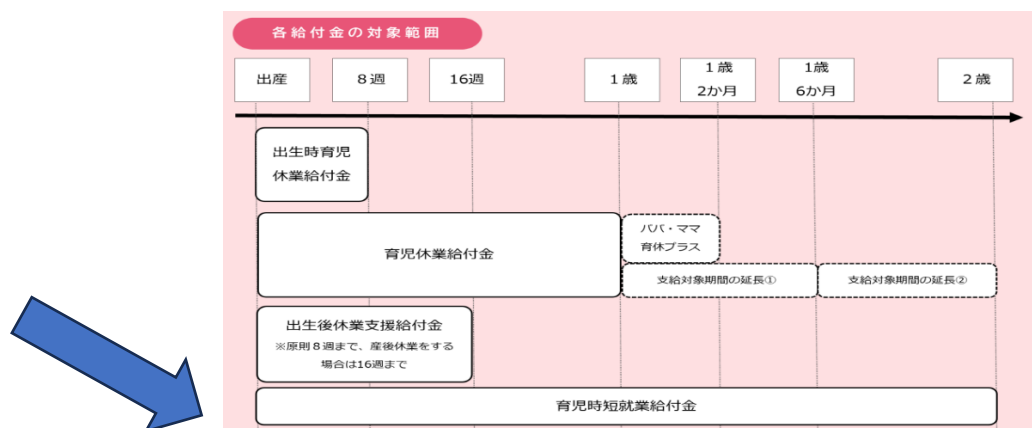


事前に知っておくことで慌てずに対応できます。不明点がありましたら各担当者まで

(相続事業班)

## 2025 年 4 月から「出生後休業支援給付金」「育児時短就業給付金」が始まります②

4 月号にご案内した「出生後休業支援給付金」のほかに、「育児時短就業給付金」も 2025 年 4 月に創設されました。  
「育児時短就業給付金」とは？



2 歳未満の子を養育するために所定労働時間を短縮して就業した場合に、賃金が低下するなど一定の要件を満たすと受けられる給付金です。

細かい要件は省きますが、2 歳に満たない子を養育するために、被保険者からの申出に基づき、事業主が講じた 1 週間当たりの所定労働時間を短縮する措置による時短就業を行った月が対象となります。

支給額は、以下の通りとなります。

- (1) 支給対象月に支払われた賃金額が、育児時短就業開始時賃金月額額の 90% 以下の場合

$$\text{育児時短就業給付金の支給額} = \text{支給対象月に支払われた賃金額} \times 10\%$$

- (2) 支給対象月に支払われた賃金額が、育児時短就業開始時賃金月額額の 90% 超～100% 未満の場合

$$\text{育児時短就業給付金の支給額} = \text{支給対象月に支払われた賃金額} \times \text{調整後の支給率}$$

- (3) 支給対象月に支払われた賃金額と、(1) 又は (2) による支給額の合計額が支給限度額を超える場合

$$\text{育児時短就業給付金の支給額} = \text{支給限度額} - \text{支給対象月に支払われた賃金額}$$

時短就業で減った賃金を補填するのが給付金の趣旨のため、(2)(3) のような調整措置があります。

紙面の都合で概要のみを記載しておりますが、実際の申請にあたっては細かい要件もございますので、「育児休業等給付」で Web 検索するとトップに表示される厚生労働省 Web サイトのパンフレット等をご確認いただくか、最寄りのハローワークまたは社会保険労務士までお問合せ下さい。

厚生労働省

都道府県労働局・公共職業安定所(ハローワーク)

Web ページ →



(社会保険労務士 八幡祐輔)



## 最近の一枚



先日、お客様への訪問途中、少し時間があつたので本屋に立ち寄りしました。すると先ごろ発表された本屋大賞のコーナーがありました。本屋大賞とは全国の書店員さんが「売りたい」「薦めたい」本を投票で選ぶもので、投票資格のある書店員さんは一定期間内にノミネート作品を全て読む必要があり結構大変だとか。

出版不況と言われ、また、デジタル書籍にも押され書店の数も少なくなるなかでな

んとか本を手にとって読んでもらいたいという思いが込められているのでしょうか。

そういえば、今はなくなってしまいましたが私の自宅の最寄り駅前にも数年前まで小さな書店がありました。考えに詰まったとき、気分が落ち込んだときなど、電車から降りて家に帰る前にふらっとその駅前の小さな書店に寄ったものでした。ぶらぶらと立ち読みして本は買ったり買わなかったり。その書店を出る頃にはなんとなく心が軽くなったような感じで帰路につくことができました。

パソコンやスマホで用を足してしまうことも多い世の中ですが、本の重み、匂い、紙の質感などを求めて、今年はいく少し本屋に立ち寄ってみたいと思います。

(瀬戸 健一)

## 記念日の意味



皆様の業界には何か特定の記念日がありますでしょうか…？私共税理士業界では現在の「税理士法」という法律が1942年2月23日に制定されたことに由来して2月23日を税理士記念日としています。この日の前後では確定申告時期ということもあり、社会貢献(感謝とご恩返し)の意味も込めて業界団体主催の確定申告無料相談会などを開催したりしています。

そもそもこの「記念日」とはどのようなことでしょうか…？AIに尋ねましたところ「過去に起きた出来事やある事柄を記憶にとどめ、祝うために設けられた日」との回答がありました。最近の個人的な記念日は先月に銀婚式を迎えたことです。確かにこのような節目の記念日があることによって、25年前のことや、これまでの様々な出来事での喜びや反省を思い返すことができ、「記憶にとどめる」ことができるように思います。

個人的な記念日を増やし、手帳に書き留めたりするとよいかも…などと感じる今年のGWです。皆様よいGWをお過ごしください！

(宇久田 秀雄)

所長・職員一同、みなさまからのご意見・ご感想をお待ちしております。

発行・編集 宇久田進治税理士事務所/株経営センターグロウ

〒251-0042 神奈川県藤沢市辻堂新町 1-1-2 クロスポイント湘南 6F

TEL 0466(36)0627 / FAX 0466(33)4892



毎週日曜日 18時～18時29分 FM83.1

日曜日の夕暮れ時は、

『ざいつきげんの音楽鍋』でよいひと時を♪

